

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月3日

【事業年度】 第15期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社インターネットイニシアティブ

【英訳名】 Internet Initiative Japan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 幸一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

【電話番号】 03-5259-6500

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 渡井 昭久

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

【電話番号】 03-5259-6500

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 渡井 昭久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社インターネットイニシアティブ関西支社  
（大阪府大阪市中央区北浜四丁目7番8号）

株式会社インターネットイニシアティブ名古屋支社  
（愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号）

株式会社インターネットイニシアティブ横浜営業所  
（神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番10号）

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出した第15期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しています。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (7) <省略>

(8) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、社外取締役及び社外監査役（監査役館純一氏を除く）と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、社外役員が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うこととしております。

(9) ～ (10) <省略>

(11) 記載なし

(訂正後)

(1) ～ (7) <省略>

(8) 取締役及び監査役の責任免除並びに社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、同じ目的で、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、その損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役（監査役館純一氏を除く）と責任限定契約を締結しており、これらの者が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うこととしております。

(9) ～ (10) <省略>

(11) 中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。